

第21回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年5月18日
 告示番号 第10号
 会議年月日 令和5年5月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主任主事 千葉 淳

本日の案件 第21回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時43分

議長	本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第21回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、14番 佐藤 宗雄 委員より欠席の届出がありました。
議長	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
議長	議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に21番 畠山 潔 委員、22番 佐藤 多賀幸 委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、千葉主任主事を指名いたします。
議長	審議に入ります。 「報告第47号 専決処分の報告について」を議題といたします。
局長	事務局の説明を求めます。 1ページをお開き願います。 報告第47号、専決処分の報告についてご説明いたします。 農地法第3条の3の規定による相続の届け出について、専決処

分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2ページをお開き願います。

専決処分書ですが、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、次のとおり専決処分したものであります。

専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から5ページの第16号までの16件、16名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和5年5月18日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定し、届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書その届け出者に交付する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第47号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、報告第47号の質疑を終わります。

次に、「報告第48号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

6ページをご覧ください。

報告第48号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第7号までの7件7筆の現状変更届出を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届け出者には、届け出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出の内容について通知しておりますので、担当委員の方には随時

現地確認をお願いいたします。

届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作の利便性を図るための盛土が1件、農業用施設の整備が6件となっております。

以上で説明を終わります。

以上で「報告第48号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、報告第48号の質疑を終わります。

次に、「議案第142号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

7ページをご覧ください。

議案第142号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請3件です。

第1号については、貸付人が労力不足の状態にあることから申請農地を耕作しておらず、実家が市内にある借受人が新たに耕作するため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年5月25日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。借受人は農家ではありませんが、ビニールハウスを整備する予定で、トマト、小麦、大豆、小菊の作付け、管理計画を記載した営農計画書を提出しております。

第2号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、近隣の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和10年5月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第3号については、譲渡人が高齢で労力不足の状態にあることから、隣接地を耕作している譲受人が耕作の効率化を図るため自作地の間にある農地を売買により取得するもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

8ページをご覧ください。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第4号については、貸付人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、近隣の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年12月31日までの4年7カ月間で、賃借料は記載のと

議 長
議 長
局 長

おりとなっております。

次に、大東地域に係る申請2件です。

第5号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、近隣の親戚関係にある譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

第6号については、貸付人が労力不足の状態にあることから、近隣の借受人が経営規模拡大のため賃貸借により借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年12月31日までの4年7カ月間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

9ページをご覧ください。

次に、東山地域に係る申請2件です。

第7号については、譲渡人が労力不足の状態にあることから、譲受人が新たに耕作するため売買により取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。なお、譲受人は農家ではありませんが、大根、白菜の作付け、営農計画書を提出しております。

第8号については、譲渡人が高齢で遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、譲受人が新たに耕作するため売買により取得しようとするもので、売買金額は宅地、建物を含み記載のとおりとなっております。なお、譲受人は農家ではありませんが、米、タマネギ、ネギ、なす、きゅうりの作付け、営農計画書を提出しております。

10ページをご覧ください。

次に、室根地域に係る申請1件です。

第9号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、近隣の譲受人が耕作の利便性を図るため、贈与により自宅隣地の農地を取得しようとするものです。

以上、9件の申請は、いずれの申請についても農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第142号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和5年5月15日、月曜日、午後1時30分より、現地調査員、農業委員 菅原 委員、そして私 佐藤でございます。

議 長

19番
佐藤 洋子 委員

す。

農地利用最適化推進委員 千葉、小野寺委員、事務局職員 千葉主任主事、農政推進課 及川主事でございます。

報告内容、第1号から第3号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

16番

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

及川 治雄 委員

現地調査日、令和5年5月12日、金曜日、午前9時より行いました。

調査員、農業委員 私 及川と農地利用最適化推進委員 佐々木、千葉、支所職員 千葉主任主査であります。

報告内容、第4号について、別紙農地法3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

ありがとうございます。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

23番

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

鈴木 勝 委員

現地調査日、令和5年5月12日、金曜日、午後1時10分より、農業委員 私 鈴木と農地利用最適化推進委員の菅原、小崎、事務局職員 千葉主任主事、支所職員 佐藤主事と行いました。

報告内容、第5号から第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

以上報告します。

議 長

ありがとうございます。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

24番

東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

鈴木 弘也 委員

現地調査日、令和5年5月12日、金曜日、午前9時より、現地調査員、農業委員 私 鈴木と農地利用最適化推進委員 千葉、渡辺、小野、支所職員 佐藤農林係長、菊池主事で行いました。

報告内容、第7号、8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結

議 長 12番 藤原 美喜男 委員	果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま す。 報告は以上です。 ありがとうございました。 次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。 室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。 調査日、令和5年5月12日、金曜日、午前9時より、調査員につ きましては農業委員としては千葉委員、私 藤原、農地利用最 適化推進委員 小松委員、支所職員 千葉会計年度任用職員で行 いました。 報告内容、第9号について、別紙農地法第3条現地調査書のと おり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、い ずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないこと から問題ないと思われま す。 以上です。 ありがとうございました。 以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 ございませんか。 13番 佐藤 和威治 委員 確認ですけど、1号の議案面積3,005㎡と現地調査報告書面積 3,055㎡となっていますが、どちらが正しいのでしょうか。 事務局答弁願います。 現地調査報告書の面積3,055㎡となっていますが記載誤り でしたので3,005㎡に修正させていただきます。 13番 佐藤 和威治 委員 了解ですか 了解です。 その他ございませんか。 (なしの声あり) なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたし ます。 (異議なしの声あり) 異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたし ます。 「議案第142号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に 対する可否について」を可と決する方は挙手願います。 (挙手満場) 挙手満場と認めま す。
議 長	
議 長	
13番 佐藤 和威治 委員	
議 長	
議 長	
13番 佐藤 和威治 委員	
議 長	
議 長	
議 長	
議 長	

議長

よって、「議案第142号」を可と決めます。

次に、「議案第143号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長補佐

11ページをお開き願います。

議案第143号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第4条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の1件です。

第1号は、申請人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

以上、1件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第143号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

19番

一関地域の農地法第4条現地調査報告をいたします。

佐藤 洋子 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約750mの位置にあり、周囲は北側が公衆用道路、西側が住宅、東側が市道、南側が農地となっている。

申請人が自己住宅を建設する計画であり、排水は公共下水道への接続を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

以上です。

議長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議	長	審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第143号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
議	長	よって、「議案第143号」を許可相当と決します。
局 長 補 佐		次に、「議案第144号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 12ページをお開き願います 議案第144号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。 次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。 最初に、一関地域に係る申請8件です。 第1号から第3号までは同一事業で、譲受人が宅地分譲地10区画を整備するため転用申請するものです。 農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。 13ページをお開き願います 第4号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです。 農地区分は、第2種農地と判断しました。 第5号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです 農地区分は、第2種農地と判断しました。 第6号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです 農地区分は、第2種農地と判断しました。 14ページをお開き願います。 第7号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです 農地区分は、第2種農地と判断しました。 第8号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請2件です。

第9号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

15ページをお開き願います。

第10号は、譲受人が駐車場として使用するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、既存施設の2分の1以内の拡張であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

次に、大東地域に係る申請1件です。

第11号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです

農地区分は、第2種農地と判断しました。

16ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請2件です。

第14号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第15号は、譲受人が太陽光発電設備を設置するため転用申請するものです

農地区分は、第2種農地と判断しました。

17ページをお開き願います。

次に、東山地域に係る申請1件です。

第16号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域及び第一種住居地域に存在する農地であるため、第3種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、14件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第144号」の説明を終わります。

「議案第144号」の説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

議 長

19番
佐藤 洋子 委員

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号～第3号、申請地は、一関市役所から南西に約1.0kmの位置にあり、周囲は北側が農地、東側が宅地、西側が宅地及び水路、南側が水路となっている。

申請人が宅地分譲地を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

第4号、申請地は、JR一ノ関駅から南西に約4.3kmの位置にあり、周囲は北側が市道及び農地、東側が農地及び水路、西側は道、南側が道及び水路となっている。

申請人が太陽光発電設備を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

第5号、申請地は、JR一ノ関駅から南西に約1.5kmの位置にあり周囲は北側が市道、西側は用悪水路、東側及び南側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

第6号、申請地は、JR一ノ関駅から南西に約4.5kmの位置にあり、周囲は北側及び西側が鉄軌道、東側が道、南側が宅地及び県道となっている。

申請人が太陽光発電設備を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

第7号、申請地は、JR真滝駅から北西に約1.9kmの位置にあり、周囲は北側が原野、東及び西側が道、南側が国道となっている。

申請人が太陽光発電設備を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

第8号、申請地は、JR真滝駅から北西に約1.8kmの位置にあり、周囲は北側が国道、東及び西側が宅地、南側が公衆用道路となっている。

申請人が太陽光発電設備を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

以上です。

ありがとうございました。

議 長

16番
及川 治雄 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。
花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第9号、申請地は、JR油島駅から南東に約1.2kmの位置にあり、周囲は北、東及び南側が農地、西側が宅地となっている。

申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽の設置を予定していることから、周辺農地に影響はありません。

第10号、申請地は、JR油島駅から北に約1.7kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側が県道、南側及び西側が農地となっている。

申請人が事業用駐車場として利用する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

23番
鈴木 勝 委員

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。
大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第11号、申請地は、一関市役所大東支所から南西に約750mの位置にあり、周囲は北側が国道、西側が道、南側及び東側が農地となっている。

申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はないと思われま

以上です。

議 長

ありがとうございました。

5番
佐藤 繁 委員

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。
千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。
現地調査日、令和5年5月12日、金曜日、午前9時30分より、現地調査員、農業委員 私 佐藤と農地利用最適化推進委員 小野寺、遠藤、事務局職員 千葉主任主事、支所職員 小山主任主査で行いました。

議 長
24番
鈴木 弘也 委員

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第14号、申請地は、市役所千厩支所から南西約1.7kmに位置し、周囲は北側、東側、西側が農地、南側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

第15号、申請地は、JR小梨駅から北に約4.1kmの位置にあり、周囲は北及び東側が農地、西側が道、南側が市道となっている。

申請人が太陽光発電設備を建築する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はありません。

以上です。

ありがとうございました。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第16号、申請地は、東山支所から南東に約170mの位置にあり、周囲は北側から西側が宅地、東側が農地、南側が市道となっている。

申請人が自己住宅及び物置を建築する計画であり、排水は公共水道に接続することから周辺農地に影響はないと思われま

以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長
議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第144号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

議長

よって、「議案第144号」を許可相当と決します。

次に、「議案第145号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長補佐

18ページをお開き願います。

議案第145号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の1件です。

第1号は、転用事業者が自己住宅を建築するため平成4年12月25日付で転用許可を受けていましたが、家族の病気等により建築資金が確保できなくなったため転用を断念し、農地として承継人に売却するものです。

なお、承継人が当該土地を取得するための農地法第3条申請は来月提出される予定です。

以上で説明を終わります。

議長

以上で、「議案第145号」の説明を終わります。

審議願います。

ございませんか。

(なしの声あり)

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。「議案第145号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第145号」を許可相当と決します。

議長

次に、「議案第146号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長補佐

19ページをお開き願います。

議案第146号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進

法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものです。

この制度は 4 月 1 日の農業経営基盤強化促進法改正により廃止されましたが、経過措置として 2 年以内はこれまで同様の取り扱いができるものです。

20 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が 23 件、所有権移転が 3 件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が 13 件、集団案件一括方式が 6 件です。

最初に貸借権設定ですが、

第 1 号から 23 ページの第 8 号までの 8 件は、一関地域に係る申請です。

第 9 号から 28 ページの第 18 号までの 10 件は、花泉地域に係る申請です。

29 ページをお開き願います。

第 19 号から 30 ページの第 22 号までの 4 件は、東山地域に係る申請です。

第 23 号は、室根地域に係る申請です。

31 ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、

第 1 号は、一関地域に係る申請です。

32 ページの第 2 号から 33 ページの第 3 号までの 2 件は、藤沢地域に係る申請です。

34 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第 1 号から 36 ページの第 5 号までの 5 件は、一関地域に係る申請です。

第 6 号から 38 ページの第 11 号までの 6 件は、花泉地域に係る申請です。

39 ページをお開き願います。

第 12 号から第 13 号までの 2 件は、東山地域に係る申請です。

40 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第 1 号から第 6 号までの 6 件は、藤沢地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、計画の内容は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議	長	<p>以上で、「議案第146号」の説明を終わります。</p> <p>なお、「貸借権設定」第2号、第3号について、山本 佳範委員が、「農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）」第12号、第13号について、鈴木 弘也 委員が農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第146号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を「貸借権設定」第2号、第3号「農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）」第12号、第13号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって「議案第146号「貸借権設定」第2号、第3号「農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）」第12号、第13号を除き可と決します。</p>
議	長	<p>次に、「議案第146号」[貸借権設定]第2号、第3号について審議いたします。</p> <p>山本 佳範 委員は退室願います。</p> <p>(午後2時25分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第146号」[貸借権設定]第2号、第3号について、可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、「議案第146号」[貸借権設定]第2号、第3号を可と決します。</p> <p>山本 佳範 委員は入室願います。</p> <p>(午後2時26分 入室)</p>
議	長	<p>山本 佳範 委員に申し上げます。</p>

		「議案第 146 号」[貸借権設定] 第 2 号、第 3 号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第 146 号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）] 第 12 号、第 13 号について審議いたします。
		鈴木 弘也 委員は退室願います。
		（午後 2 時 27 分 退室）
議	長	審議願います。
		（なしの声あり）
議	長	審議を打ち切り採決してよいかお諮りいたします。
		（異議なしの声あり）
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 146 号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）] 第 12 号、第 13 号について、可と決する方は挙手願います。
		（挙手満場）
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第 146 号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）] 第 12 号、第 13 号を可と決します。
		鈴木 弘也 委員は入室願います。
		（午後 2 時 28 分 入室）
議	長	鈴木 弘也委員に申し上げます。
		「議案第 146 号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）] 第 12 号、第 13 号は可と決しました。
議	長	次に、「議案第 147 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
局長補佐		41ページをお開き願います。
		議案第 147 号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について、内容をご説明いたします。
		農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。
		42ページをお開き願います。
		本議案に係る申請は、貸借の移転が 47 件です。
		第 1 号から 58 ページ第 47 号までの 47 件は、一関地域に係る申請です。
		申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断

<p>議 長</p>	<p>要件となる地域との調和要件につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>以上で「議案第147号」の説明を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>ございませんか。</p>
<p>議 長 13番 佐藤 和威治 委員</p>	<p>13番 佐藤 和威治 委員</p> <p>この議案の中身としては、申請があったものに対して100%計画策定をして下さいということで、今後も続くものでしょうか。</p> <p>議案としてでるということは会長が委任を受けているのでしょうか。</p>
<p>議 長 局 長 補 佐</p>	<p>事務局答弁</p> <p>審議をいただくのはこの場です。</p> <p>基本的に再配分ですので、特に地域の農業に好ましくないとの条件がない限り認めることとなります。</p>
<p>議 長 13番 佐藤 和威治 委員</p>	<p>13番 佐藤 委員</p> <p>促進計画を作り上げるのは、本来、農地専門委員会なりで審議を経なくてよろしいでしょうか。計画策定そのものが議案としてでるということは、会長が委任を受けている事項でしょうか。</p>
<p>議 長 局 長 補 佐 議 長 議 長 局 長 補 佐</p>	<p>事務局答弁</p> <p>休憩をお願いします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>再開いたします。</p> <p>事務局より答弁させます。</p> <p>地域計画が作成された時点で、地域計画に基づいた促進計画案として、中間管理機構から市の農政推進課に依頼がきて計画案を作成し、農業委員会が意見を述べる形となる。</p> <p>地域計画が策定するまでの当面の措置としては、この形式をとらなければならないものであります。</p> <p>ただし、総会という趣旨からすれば、専門委員会を経由してという形が望ましいのかもしれませんが、実質、今までどおりということで総会の場で審議いただくということですので、今まで通り進めさせていただきたい。</p>
<p>13番 佐藤 和威治 委員 議 長</p>	<p>了解</p> <p>その他ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議 長	<p>ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。「議案第147号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決する方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(挙手満場)</p>
議 長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって「議案第147号」を可と決します。</p>
議 長	<p>次に、「議案第148号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
局 長 補 佐	<p>59ページをお開き願います。</p> <p>議案第148号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は5件で、一関地域1件、室根地域3件、藤沢地域1件です。</p> <p>いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議 長	<p>以上で「議案第148号」の説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。</p> <p>最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p>
19番 佐藤 洋子 委員	<p>一関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第1号、申請地は、JR一ノ関駅から北東に約1.7kmの位置にあり、周囲は北、東及び西側が宅地、南側は市道となっている。</p> <p>平成10年頃から公衆用道路として利用しており、また令和元年の開発行為による宅地造成により、現在は宅地の一部として利用</p>

議 長
12番
藤原 美喜男 委員

しており、既に農地性は失われております。

以上です。

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

第2号、申請地は、JR折壁駅から南東に約670mの位置にあり、北側が国道で東側及び西側は工場敷地で、南側がJR大船渡線となっており、昭和61年頃より工場事務所および製品保冷施設として利用しており、すでに農地性は失われております。

第3号、申請地は、JR折壁駅から南東に約600mの位置にあり、北側及び西側は駐車場で、東側はブロイラー処理工場の産業廃棄物保管場所、南側は国道となっており、平成11年頃より駐車場として利用しており、すでに農地性は失われております。

第4号、申請地は、JR折壁駅から南東に約650mの位置にあり、北側が二級河川大川で、西側が駐車場、東側はブロイラー工場排水浄化施設、南側はブロイラー処理工場の産業廃棄物保管場所となっており、平成14年頃よりブロイラー処理工場の産業廃棄物保管場所として利用しており、既に農地性は失われております。

以上です。

議 長
9番
畠山 信吾 委員

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法適用外現地調査の報告をいたします。

現地調査日、令和5年5月12日、金曜日、午前9時00分より、農業委員 私 畠山と農地利用最適化推進委員の伊藤、佐藤、支所職員 阿部主事と行いました。

第5号、申請地は、藤沢支所から北東に約3.1kmの位置にあり、周囲は北側が宅地、東側及び南側は農地、西側は道となっている。

昭和48年頃から宅地の一部として利用おり、既に農地性は失われております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

議	長	(なしの声あり) ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしのことですので、審議を打切り採決いたします。 「議案第148号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
議	長	(挙手多数) 挙手多数と認めます。
議	長	よって、「議案第148号」を可と決します。 以上で議案審議が終了いたしました。 第21回一関市農業委員会総会を閉会といたします。 ご苦労さまでした。

(午後2時44分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員